

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 漁業共済加入区の設定 ○ 漁業共済加入区の漁業の区分の変更 ○ 収用及び使用の手続開始の申立て ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ○ 〃<			

◎岡山県告示第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労移行支援事業所MOS S

2 所在地

瀬戸内市邑久町大富四一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社MOS S

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町大富四一九

三 指定年月日

平成二十七年一月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇一七八

五 サービスの種類

就労移行支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アグリネット加賀

2 所在地

加賀郡吉備中央町田土一〇五三一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

- 一般社団法人アグリネット加賀
- 2 主たる事務所の所在地
加賀郡吉備中央町田土一〇五三一五
- 三 指定年月日
平成二十七年一月一日
- 四 事業所番号
三三一三九〇〇二二三
- 五 サービスの種類
就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

井原市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定により、法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域及び区分を次のように定める。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区 の名称	加入区 の名称	加入区 の名称
区	域	漁業の区分
下西加 入区	下西漁業協 同組合の地 区	一 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業 二 主としてさし網漁業を営む漁業 三 主としてつばなわ漁業を営む漁業 四 小型定置網漁業を営む漁業 五 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号以外の 漁業

◎岡山県告示第二十九号

平成四年岡山県告示第百一号（漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表中「四 小型定置網漁業を営む漁業」を「を

「四 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び

さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業」に改める。

業」

平成27年1月16日 岡山県公報 第11652号

◎岡山県告示第三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、次のとおり収用及び使用の手続開始の申立てがあつた。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称

岡山県

二 事業の種類

主要地方道六十二号玉野福田線道路改築工事（岡山県倉敷市児島由加字児之池地内から同市児島由加字光輪坊地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

三 収用の手続が開始される土地

岡山県倉敷市児島由加字児之池、字児ノ池、字化粧嶺、字磨、字長谷、字榎之等及び字榎ノ等地内

四 使用の手続が開始される土地

岡山県倉敷市児島由加字児之池、字児ノ池、字磨、字長谷、字榎之等及び字榎ノ等地内

五 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

倉敷市役所児島支所

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

幸地崎(B)地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市東区大字幸地崎町一九七番 一号

二二
二二
二二
二二
二二九四番二
二二

二
二
二
二
一
二
二
四
番
二
二
三
号

一四三七番一 四号

〃
〃
〃
〃
一二三九番地
先道路敷
五号

二
二
二
二
一八四番
六号

二
二
二
二
一八二番一
七号

二
二
二
二
一
二三番地先道路敷
八号

九号
番二
一
二
三
三
二
一
〃
〃
〃
〃
〃

〔八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOきらめき広場

三 代表者の氏名

奥津一富美

四 主たる事務所の所在地

新見市哲西町矢田三六〇四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、市民、行政、企業による協働のまちづくり及び地域づくりの推進に関する事業を行い、もって新しく良質な住民サービスの提供や生活環境の向上を図り、潤いと喜びを持って生活できるまちづくりと豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人両手

三 代表者の氏名

森本 和子

四 主たる事務所の所在地

総社市清音三因九八七番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対して、マンツーマンによる外出支援（身体介護型、見守り型）、身体介護を伴わない障害者（児）に対するグループ外出支援を行うことにより障害者（児）の人権の尊重と社会福祉の向上を図ることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔二〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人児島ふれあいの会

三 代表者の氏名

鷺原 龍彦

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島稗田町五四七番地一二

五 定款に記載された目的

この法人は、主に倉敷市児島地区の住民に対して、あらゆる人々の人権が尊重され、心豊かな生活が送られるよう、啓発・社会教育及び交流事業を行い、地域福祉並びに文化、教育の向上に寄与することを目的とする。

〔二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山村エンタープライズ

三 代表者の氏名

藤井 裕也

四 主たる事務所の所在地

美作市真殿三〇〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、人を最大の資本と考え、地域活性化を担う人材の育成、山村地域への若者の居住促進、地域外人材と地域住民との協同による空家等地域資源の活用に関する事業を行い、新たなライフスタイルの創出と山村における雇用拡充、外部人材と地域住民一体となった山間部の活性化に寄与することを目的とする。

〔二〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一一三〇 号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	ニュー果穂里
保証成分量（％）	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・〇
その他の規格	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	エムシー・フアーティコム株式会社 東京都千代田区麹町一丁目一〇番地
登録年月日	平成二十六年十月三日

平成27年1月16日 岡山県公報 第11652号

〔二三〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第一〇五八号	混合有機質肥料	魚のぼかし	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	千代田肥糧株式会社 愛知県名古屋港区藤前二丁目二〇一番 五	平成二十六年七月八日
岡山県 第一〇五六号	副産石灰肥料	石灰質肥料	アルカリ分 四五・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	有限会社岩倉 大阪府藤井寺市川北三丁目一番四号	平成二十六年七月十日
岡山県 第一〇二三号	混合有機質肥料	ニュー勇氣満点5号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	平成二十六年八月二十七日
岡山県	消石灰	70消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	共栄ジャパン有限公司	平成二十六年九月一日

平成27年1月16日 岡山県公報 第11652号

岡山県	岡山県 第九二四号	岡山県 第八三四号	岡山県 第一〇九五号	岡山県 第一〇九四号	岡山県 第一〇九二号	岡山県 第一〇九〇号
加工家さんふん肥	副産石灰肥料	生石灰	消石灰	消石灰	消石灰	
発酵鶏糞	うらべ粉状石灰質肥料	80・0生石灰	70消石灰	70消石灰	70消石灰	
窒素全量 二・五	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 八〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	
含有を許される	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
有限会社アグミック初岡	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五番	株式会社カルファイン 岡山県高梁市松原通二一一一番地三	シーシーエフジャパン有限公司 愛知県岡崎市市場町字東町一三番地	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	日本バイオ化学工業株式会社 神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二 〇号	愛知県清須市須ヶ口三二四番地の一
平成二十六年十月三日	平成二十六年九月二十六 日	平成二十六年九月十九日	平成二十六年九月一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年九月一日	

平成27年1月16日 岡山県公報 第11652号

第一〇二五 岡山県	第八七二号 岡山県	第八七一号 岡山県	第八六八号 岡山県	第八〇五号 岡山県	第一〇六一号
なたね油かす及びその粉末	副産石灰肥料	副産石灰肥料	魚かす粉末	魚かす粉末	料
なたね油粕ペレット	粒状副産苦土石灰2号	粒状副産苦土石灰1号	魚荒粕粉末86号	魚荒粕粉末7号	
窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇	アルカリ分 四〇・〇 く溶性苦土 一・〇	アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 二・〇	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	窒素全量 七・〇 りん酸全量 七・〇	りん酸全量 五・〇 加里全量 三・〇
該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	該当なし	該当なし	有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり
マルハ製肥株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	米田産業株式会社 岡山県備前市浦伊部一一八四番地の二八	米田産業株式会社 岡山県備前市浦伊部一一八四番地の二八	小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	岡山県真庭市富尾七五五番地
平成二十六年十月二十七日	平成二十六年十月二十二日	平成二十六年十月二十二日	平成二十六年十月十七日	平成二十六年十月十七日	

平成27年1月16日 岡山県公報 第11652号

岡山県 第一一四号	岡山県 第一〇六三号	岡山県 第八一八号	岡山県 第八一七号	岡山県 第九七五号	号
混合有機質肥料	混合有機質肥料	消石灰	消石灰	混合有機質肥料	
1 液状混合有機質肥料51	有機入り菜園8号	65・0消石灰	60・0消石灰	魚有機	
窒素全量 りん酸全量 加里全量 五・〇 一・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 六・〇 八・〇 一・〇	アルカリ分 六五・〇	アルカリ分 六〇・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 五・〇 六・〇 一・〇	加里全量 一・〇
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	
株式会社アミノール化学研究所 兵庫県神戸市中央区江戸町九八番地一	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	株式会社木綿屋 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番四一 九〇〇号	株式会社木綿屋 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番四一 九〇〇号	高栄農産株式会社 栃木県宇都宮市海道町二七二番地	
平成二十六年十二月二十四日	平成二十六年十二月十八日	平成二十六年十一月二十八日	平成二十六年十一月二十八日	平成二十六年十一月六日	

制限事項は、公 定規格のとおり

〔二四〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一〇二 号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	CCFユーキ1号
保証成分量（％）	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇
その他の規格	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	シーシーエフジャパン有限公司 愛知県岡崎市市場町東町一三番地
失効年月日	平成二十六年十二月一日

〔二五〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。
平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一二二〇号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	石灰肥料広畑1号
変更事項	生産業者の名称
変更前	広鋤技建株式会社
変更後	日鉄住金スラグ製品株式会社

平成27年1月16日 岡山県公報 第11652号

〔一六〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号 株式会社橋本芳花園

2 代表者の氏名 高光 直美

3 主たる営業所の所在地 井原市芳井町花滝二五五四―一

4 許可番号 岡山県知事許可（般―二四）第一〇三四五号

5 許可年月日 平成二十四年八月二十七日

三 聴聞の期日

平成二十七年一月二十三日（金）午前十時から

四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁六階収用委員会室

岡山県指令建指第一四七号

〔一九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

庁用自動車リース（普通自動車，小型自動車） 52台

(2) 調達物品の特質等

庁用自動車リース業務（普通自動車，小型自動車）52台入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び車両リース仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年 4 月 1 日（水） 29台

平成27年 5 月 1 日（金） 1 台

平成27年 6 月 1 日（月） 22台

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は，全てのリース物件の本体価格のほか，輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお，落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるもの

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者

- (3) オートリース業務及びメソテナンスリース業務を行っている業者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

- (2) 申請書の提出期限

平成27年2月23日（月）正午

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7537

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年1月16日（金）から同年2月23日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日を含む。）を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年2月26日（木）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月25日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札機器の構成内訳書、納入確約書等入札説明書で指定する添付書類を平成27年2月23日（月）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
52 vehicles

(2) Delivery date :
By 1 April (Wednesday) , 2015 (29 vehicles)
By 1 May (Friday) , 2015 (1 vehicles)
By 1 June (Monday) , 2015 (22 vehicles)

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1:30 P.M. 26 February (Thursday) , 2015

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama
-ken, 700-8570, Japan
TEL 086-226-7537

〔二〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年一月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

庁用自動車リース（軽自動車） 22台

(2) 調達物品の特質等

庁用自動車リース業務（軽自動車）22台入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び車両リース仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年 4 月 1 日（水） 19台

平成27年 6 月 1 日（月） 3 台

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者

(3) オートリース業務及びメンテナンスリース業務を行っている業者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成27年2月23日（月）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年1月16日（金）から同年2月23日（月）まで（県の休日（岡山県の休

日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年2月26日（木）13時45分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月25日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札機器の構成内訳書、納入確約書等入札説明書で指定する添付書類を平成27年2月23日（月）17時まで、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
22 vehicles

(2) Delivery date :

By 1 April (Wednesday) , 2015 (19 vehicles)

By 1 June (Monday) , 2015 (3 vehicles)

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:45 P.M. 26 February (Thursday) , 2015

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama
-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7537

◎岡山県選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類

一以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

届出年月日

維新の党衆議院岡山県第1選挙区支部

高井崇志

高井明

岡山市北区野田二一七一

衆議院議員

○

平成二六・一二・二六

二一〇一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

荒島としなり後援会

荒島俊造

荒島千代

岡山市南区福田三四五一六

平成二六・一二・五

河野けいじ後援会

松坂宏人

樋口勲

真庭市久世二四八九一二

一二・二二

すます伸子と早島を元気にする会

真鍋和崇

高田紀美子

都窪郡早島町前潟一〇四三一二

一二・一七

ひろたに桂子後援会

広谷桂子

広谷和伸

津山市沼二五一〇

一二・五

美作の未来を考える会

花房尚

坂手宏行

苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二一三

一二・一〇

山本みのる後援会

高坂光男

宗久憲和

和气郡和气町父井原三五六

一二・四

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県郵政政治連盟支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県郵政政治連盟支部

自由民主党岡山県大樹支部

平成二六・一二・五

〃

主たる事務所の所在地

倉敷市玉島中央町一―二二―一

浅口市寄島町東安倉一―五二―

〃

〃

〃

代表者

武政信人

川崎辰雄

〃

〃

〃

会計責任者

三宅就博

藤澤正義

〃

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

青野たかはる後援会

主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田三二―二―一

久米郡美咲町西川九四八

平成二六・一二・二

いそたに和行後援会

会計責任者

礪谷麻記子

礪谷和行

〃

一二・一七

小田春人後援会

代表者

山本輝夫

黒木保

〃

一二・一六

草加よしひろ後援会

会計責任者

頓宮哲也

太田満

〃

一二・二六

千田ひろみち後援会

代表者

三宅勲

三宅丈夫

〃

一二・一五

萩原誠司後援会

主たる事務所の所在地

美作市朽木三〇九―一

美作市古町一五三九―四

〃

一二・一一

〃

会計責任者

小山聡

明石務

〃

〃

花房ひさし後援会

政治団体の名称

花房ひさし後援会

花房尚後援会

〃

一二・一〇

〃

主たる事務所の所在地

津山市小田中一三〇〇―一五

苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二―三

〃

〃

〃

会計責任者

坂手宏行

谷口計郎

〃

〃

福木京子後援会

代表者

山本雅堂

塩谷健俊

〃

一二・二三

真野博文後援会

主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六四二四―一

浅口郡里庄町里見六一四一

〃

一二・二六

友 有

和 朋

会 会

〃 会計責任者

磯 辻
谷 田
麻 光
記 則
子

磯 岡
谷 野
和 好
行 雄

〃 〃

一 一
二 二
・ ・
一 一
七 二

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

柴田健二君の飛躍を期する会

柴田 健二

平成二六・一一・三〇

柴田健二後援会

深田 哲夫

〃 〃

すます伸子と早島を元氣にする会

真鍋 和 崇

平成二三・五・三一

誠和盟友会

勝浦 大成

平成二六・一二・一七

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年一月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	資金管理団体の名称	新	旧
花房 尚	岡山県議会議員	花房ひさし後援会	資金管理団体の名称	花房ひさし後援会		花房尚後援会
〃	〃	〃	主たる事務所の所在地	津山市小田中一三〇〇一五		苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二一三

◎岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。
平成二十七年一月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長

岡

本

研

吾

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくな
った旨の届出年月日

赤木正幸

衆議院議員

赤木まさゆき後援会

岡山市北区野田二―一―四五

赤木正幸

平成二六・一二・二五

柴田健二

岡山市議会議員

柴田健二君の飛躍を期す
る会

岡山市北区吉備津二二四―一

柴田健二

〃 一二・一七